

1. 学業特待生

【出願資格】

健康にして人物優秀であり、かつ、次の各号の一に該当すること。

- (1) 新入生については、入学試験において優秀な成績を修めた者
- (2) 大学の在學生については、学業成績が教職専門科目を除き、各学年終了までに次に掲げる単位数を取得し、当該学年に取得した単位数の GPA 値が 3.20 以上であること。ただし該当者がいない場合は、各学年の GPA 値上位者の出願を認める。
1 年次 31 単位以上、2 年次 62 単位以上、3 年次 93 単位以上。
- (3) 短期大学部の在學生については、本学学生としての人物評価が良好である他、当該年度 1 カ年の GPA 値が 3.20 以上の成績が秀または優である場合

【特典】

- (1) 大学については、奨学金の給付あるいは学費の全部または一部の納付を免除する。
- (2) 短期大学部については、学納金の全額または一部の納付を免除する。

2. 創造育成特待生

【出願資格】

- (1) 大学については、資格取得、スポーツ・文化活動、社会貢献・地域貢献活動において顕著な実績を有しており、かつ、次の各号の一に該当すること。
 - ① 大学におけるスポーツ・文化活動において技能を発揮することに意欲がある者
 - ② 資格取得、社会貢献および地域貢献活動において顕著な実績を有する者
 - ③ 所属する部の監督・部長またはその技能を認める本学関係者が推薦した者
 - ④ 本学が特別に指定する高等学校長が推薦する者
- (2) 短期大学部については、次の条件を備えていること。
 - ① 本学におけるスポーツ・文化活動において技能を発揮することに意欲がある者
 - ② 資格取得、社会貢献および地域貢献活動において顕著な実績を有する者
 - ③ 所属する部の監督・部長またはその技能を認める本学関係者が推薦した者

【特典】

奨学金の給付あるいは学費の全額または一部の納付を免除する。

3. 修学奨励生

【出願資格】

健康にして学業成績および人物ともに良好であり、かつ、経済的事情により学業の継続が困難と認められ、かつ、家計基準が次に合致する者であること。

- (1) 給与所得者 源泉徴収票の支払金額が841万円以下であること
- (2) 給与所得者以外 確定申告書等の所得金額が355万円以下であること

※修学奨励生については、前記の家計基準に合致する申請者のなかから、原則として家計の困窮度が高い者を優先して選考し、毎年度若干名を採用します。予算の都合上、上記要件を満たしていても免除対象外となる場合があります。

【特典】

奨学金の給付あるいは学納金の全部または一部の納付を免除する。

4. 法人内進学生（入学金免除）（系列校特待生）

【出願資格】

(1)大学

- ①本法人が設置する高校から、大学に入学する者および在学する者
- ②本法人が設置する短大から、大学に編入学する者および在学する者

(2)短期大学部

- ①本法人が設置する高校から、短期大学部に入学する者および在学する者

【特典】

授業料および教育費の一部を免除する。

5. 外国人留学生

【出願資格】 留学生と認められた者

【特典】 奨学金の給付あるいは学納金を免除する。

<備考>

各種減免制度については、毎年度、申請していただきます。申請時期は2月～3月です。